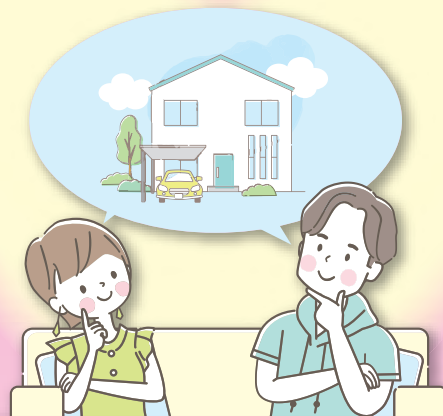


新婚生活を 応援します！



結婚新生活支援事業補助金（最大60万円）

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

主な要件

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した世帯
- ② 夫婦の所得が合わせて500万円未満 ※
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ 住宅が町内にあり、住民登録をしていること。
- ⑤ 夫婦のいずれもが、過去にこの制度に基づく補助金を受けたことがないこと。
（他自治体における補助金も含む。）

その他要件があります。

※ 奨学金を返還している場合は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除

対象費用

新居の住宅費	① 新居の購入費
	② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
	③ 新居のリフォーム費用
新居への引越費用	④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

補助上限額

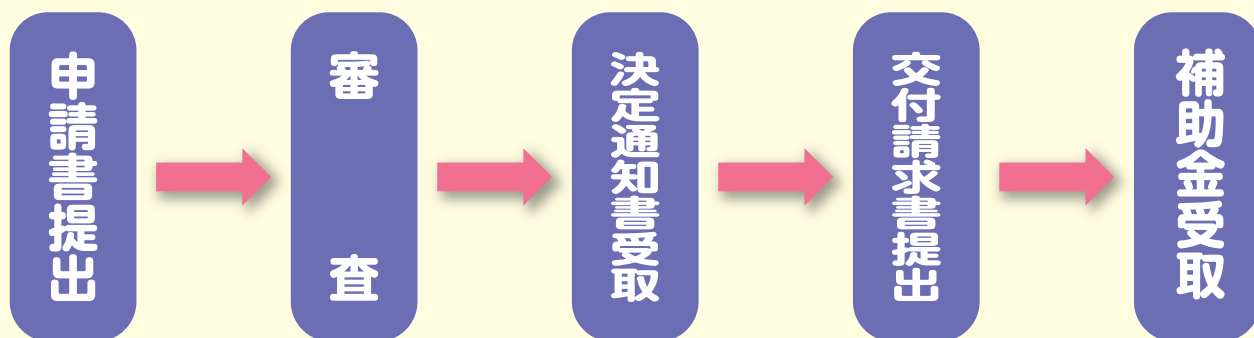
上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり
夫婦ともに、29歳以下の世帯：上限60万円
それ以外の世帯：上限30万円

対象者確認シート

結婚を機に寄居町内にある住宅を新たに購入・賃借した夫婦で、以下全てに当てはまれば、この補助金の対象になる可能性があります。

- ☐ 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦
- ☐ 婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下
- ☐ 対象となる住宅が町内にあり、申請日において夫婦のいずれかが住民登録をしている
- ☐ 夫婦の所得の合計額が500万円未満
※申請日が令和7年4月～令和7年6月の場合は令和6年度（令和5年分）所得証明書、
申請日が令和7年7月～令和8年3月の場合は令和7年度（令和6年分）所得証明書
で確認します。
※奨学金を返還している夫婦は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得額から控除します。
- ☐ 町税を滞納していない
- ☐ 生活保護の住宅扶助を受けていない
- ☐ 夫婦のいずれもが過去に本補助金または他の地方公共団体における同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがない
- ☐ 世帯に寄居町暴力団排除条例（平成24年寄居町条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員を含まない

補助金を受け取るまでの流れ



※令和7年度の補助金は、令和8年3月31日が申請締切です。また、予算額に達した時点で受付終了になります。

申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、
寄居町公式ホームページ
「結婚新生活支援事業補助金」をご覧ください。



お問合せ

寄居町役場
企画財政課

TEL 048-581-2121（内線461）

E-mail : kz02lg@town.yorii.saitama.jp